

平成26年度事業活動概況

1 税理士法改正に伴う会則・規則等の整備について

平成26年3月の税理士法改正を受けた本会及び各税理士会の会則・規則等の整備について、法改正成立に先立ち、同年1月から税理士法改正特別委員会第2分科会において検討を開始し、計16回の会議を経て、会則・規則等の変更案を取りまとめた。その内容は、租税教育の見直し、報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し、補助税理士制度の見直し、税理士に係る懲戒処分の適正化、懲戒免職となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し、事務所設置の適正化、税理士証票の定期交換、会費滞納者に対する処分の明確化のほか、法改正には含まれなかった研修受講の義務化及び税務支援への従事義務の明確化に対応するものであった。これら変更案に基づき、同年9月4日の常務理事会及び同年10月15日の臨時総会において規定の整備がなされ、各税理士会においても臨時総会を開催して会則変更等が行われた。

さらに、積み残しとなっていた事項（滞納会費の徴収整理手続及び長期会費滞納者への対応の統一、会則上の研修受講の義務化に伴う研修のあり方の見直し、会則上の税務支援への従事義務の明確化に伴う免除規定の新設及び各税理士会における税務支援規則・細則の整備）について、平成26年12月から、税理士法改正特別委員会第2分科会にて検討を再開し、この検討結果に基づき、本会では、平成27年4月23日の臨時総会をもって、また、各税理士会では同年6月の定期総会をもって、税理士法改正に伴う会則・規則等の整備が完了した。

2 税制改正への対応について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、必要最小限の事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの基本的視点から検討し、「平成27年度・税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁等関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、「平成27年度税制改正大綱」において、事業税の外形標準課税の拡大や法人税の欠損金繰越控除限度額の縮減に当たり中小企業に対する一定の配慮が行われたほか、国境を越えた役務に対する消費税の課税の見直し、外国子会社配当益金不算入制度の見直し、電子申告した際の添付書類の提出の電子化等、建議項目の全部又は一部が取り上げられた。

その他、財産債務明細書の見直し、e-Taxにおける新たな認証方式の導入、複数の税務代理人がある場合の税務調査の事前通知のあり方の見直し等について関係省庁と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

3 東日本大震災への対応及び危機管理対策への取り組みについて

東日本大震災の救援施策として、平成27年1月24日、25日の2日間にわたり、原発事故による被災者に対する無料相談を東北税理士会及び東北税理士会福島県支部連合会との共催により実施し

た。また、同年2月7日、8日に「税理士記念日行事」の一環として、全15税理士会との共催により、宮城県仙台市において被災者に対する無料税務相談を実施した。

危機管理対策への取り組みについては、会館建物に係る既存の災害対応体制を確認するとともに、災害発生時における本会機能の維持、回復等を図るための組織、運営等に関する規定の整備について検討を進めた。この他、防災備蓄品の更新や増強を行ったほか、事務所内にある書架等の転倒防止措置を講じた。

さらに、近年危惧されている大規模災害の発生に備え、被災地税理士会への支援と本会が被災した際の機能回復のための資金とするため、20億円規模の大規模災害対策特定資産を準備することとし、平成27年度から積立を行うこととした。なお、当該特定資産については、特別会計を設けて管理することとした。

4 租税教育への取り組みについて

平成26年3月20日、税理士法が改正され、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定が本会及び税理士会の会則の絶対的記載事項となったことを受け、会則・規則等の整備を行った。

中央租推協には、平成26年5月15日の総会、同年11月10日の運営委員会にそれぞれ賛助会員として参加した。また、同年8月19日に大阪市で開催された中央租推協主催の租税教育シンポジウムに税理士105人が参加し、同シンポジウムで行われた「租税教育の充実」をテーマにしたパネルディスカッションには租税教育推進部長がパネラーとして出席した。

マンガにより税について分かりやすく解説した小中学生向け副読本「税って何かな？」を発刊し、平成26年4月に全国の小学校約21,000校の図書室等に、同年10月に第2版を全国の中学校約11,000校の図書室等にそれぞれ寄贈した。

寄附講座については、平成27年度開設の6大学（3年目が琉球大学、名古屋市立大学及び高崎経済大学、2年目が西南学院大学、新規が大分大学、滋賀大学）を決定した。併せて、震災復興寄附講座を福島大学に開設（3年目）することを決定した。

教員養成大学への寄附講座については、平成27年度開設の2大学（2年目が和歌山大学、新規が宮城教育大学）を決定した。

5 中小企業支援施策の推進について

平成26年6月27日に施行された「小規模企業振興基本法」において、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図るために、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することが定められた。同法に基づき、同年10月3日に小規模企業施策の体系を示す「小規模企業振興基本計画」が閣議決定され、需要を見据えた経営の促進、新陳代謝の促進、地域経済に資する事業活動の推進、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備の4つの目標が設定された。また、同計画において、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備に係る重点施策として、金融機関等が税理士などの支援機関等と連携しながら、小規模企業を支援していくことが求められると明記され、税理士が小規模企業支援の担い手としてその役割を期待されることとなった。

このような国の施策に対応し、中小企業支援対策についてより恒常的な活動を行うため、平成26年7月24日付で、中小企業対策特別委員会から中小企業対策部に改組した。

また、平成26年度から、中小企業庁長官をはじめとする幹部と中小企業支援施策に関する懇談会を開催し、税理士が中小企業支援に財務・金融・経営・税制の面から取り組んでいること、各税理士会と地域金融機関との相互理解を深めるため「金融懇話会」を開催していることなどを説明し、互いの施策への理解を深めるとともに、中小企業支援施策を実効性あるものとするために、懇談会を年2回程度開催するほか、担当者間による意見交換会を年5回程度実施することを申し合わせた。

この他、各会において組織的・効果的な中小企業支援に係る活動を推進することを目的に中小企業支援に係る研修会を開催したほか、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」の見直しを行い、ホームページに公表した。

6 税理士の資質の向上及び研修制度の拡充に向けた対応について

会則において研修の受講を義務化したことを受けて、「税理士会研修規則（準則）」等の研修関連諸規則の整備を行うとともに各諸規則に定める様式について検討した。

また、年間36時間の研修受講義務化を広く会員に周知するための施策について検討を進めた。

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国统一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

全国统一研修会は、会員数、地域的特性及び各税理士会における事情等を勘案し、延べ101会場において実施した。

登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修未受講者を対象とし、全国22会場で3日間にわたり実施するとともに、未受講者に対しては、未受講に関する理由書の提出を求めた。

マルチメディア研修は、「行政不服審査法の改正に伴う国税通則法・税理士法の改正」、「中小会計要領、中小会計指針を活用した経営計画等策定の支援」等、時宜に適った4テーマを収録し、研修ホームページ上にそれぞれ配信した。研修ホームページ内に掲載されている各研修の視聴メニュー画面の平成26年度における総アクセス件数は120,581件（平成25年度は115,058件）を記録し、平成20年のホームページ開設から平成27年3月末日までのトップページへの総アクセス件数の累計は、490,391件に達した。

なお、研修ホームページについては、研修受講機会の拡充を図るため、税理士会において独自に収録・編集した研修の提供を受け、これを税理士会提供研修として配信するとともに、昨今のIT化への対応として、一部の研修についてスマートフォン・タブレットで視聴可能な方式で配信した。

このほか、平成20年度に導入した研修受講管理システムについては、全国統一的なシステムに整備したうえで、全15会に導入するための検討を開始した。

7 税務支援事業への対応について

独自事業については、東日本大震災に伴う原発事故による被災者に対する施策として、東北税理士会及び東北税理士会福島県支部連合会との共催により、平成27年1月24日及び1月25日の2日

間、福島県内6会場において無料相談を実施し、174名の納税者の相談に応じた。また、税理士記念日行事の一環として、平成27年2月7日及び2月8日に15税理士会から会員22名を仙台市内の相談会場（東北税理士会館）に派遣し、被災者に対する無料税務相談を実施し、229名の納税者の相談に応じた。

受託事業については、平成25年度の受託事業の実施結果を踏まえ、平成26年度に向け8項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、要望事項に対する回答を徴した。

協議派遣事業については、全国商工会連合会と定例協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めた。

このほか、会則変更に伴う税務支援関連諸規則及び税務支援制度ガイドラインの見直しを進めるとともに、社会保障・税番号制度導入に伴う税務支援事業の運営上の諸問題について検討した。

8 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度については、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が、翌年7月には同法施行規則が公布された。併せて、同法に關係する財務省關係省令が公布、国税庁告示等も公表されるなど、徐々に全体像が明らかとなってきた。

本会では關係省庁等との意見交換を積極的に行い、情報収集を行うとともに、平成26年5月に税理士會關係役員等を対象とした番号制度に関する研修会を実施、同年8月には番号制度に関する研修DVD（入門編）を作成し、各税理士會及び支部に配布した。

また、税理士會員向けの周知方策として、税理士向けリーフレットを作成し、本會ホームページに掲載するとともに、平成26年12月に特定個人情報保護委員會より公表された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の内容を踏まえ、税理士のための特定個人情報の取扱いに係る指針となる、「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」を策定した。

さらに、規制改革対策特別委員會における一定の議論がまとまったことから、平成27年2月18日付で、専務理事及び關係部委員長を構成員とした「番号制度に関するプロジェクトチーム」を立ち上げた。

プロジェクトチームでは、會員への社会保障・税番号制度に関する周知や対応について検討するとともに、本會・税理士會事業における番号の取り扱いについて、關係部委員會に検討を指示した。

9 電子申告制度の利用促進及び税理士用電子證明書の取得推進について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税電子化協議會に提出した結果、e-Taxは平成28年4月から順次、添付書類を電子データにて送信が可能になる予定であり、加えて、平成27年3月27日に電子申告のあり方等の協議の場を設けることが実現した。eLTAXは、平成26年12月にJava Update 71、平成27年3月にWindows 8.1及びExplorer 11の対応の完了が実現した。

また、平成27年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載

するなど、電子申告の利用促進に努めた。

第四世代電子証明書については、認証局の運営方法、電子証明書の提供方法・有効期限、第四世代電子証明書の特長、発注企業の検討を行った。

税理士用電子証明書については、引き続きICカードの取得に係る周知及び促進を図った結果、平成27年3月末日の取得会員数は56,935名、発行数は73,911枚となった。

10 書面添付制度の普及・定着について

書面添付制度の普及・定着方策については、国税庁に対し、引き続き本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を設けることを要望したほか、税理士会と国税局、支部と税務署との間の協議を円滑に進めるため、国税局及び税務署に対する適切な指示及び指導方を併せて要望した。また、全国における同制度の運用状況に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、今後の国税庁との協議方針について検討した。これらの状況を受け、会員の円滑な添付書面の作成に資するため、「業務チェックリスト(法人税用)」及び「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」を作成し、公表した。

11 規制改革への対応について

TPPを含む経済連携協定等のサービス貿易自由化交渉については、現時点では資格制度の相互乗入は行われないとされているが、将来的に税理士制度・税理士業務への影響が生じてくる可能性も否定できないことから、TPP交渉に係る政府主催の説明会に参加し、今後の対応策について検討を進めるとともに、日本税理士政治連盟と連携して情報収集に努めた。

12 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

さらに、最近の懲戒処分状況や被処分者への税理士会における対応等について、国税庁との意見交換を行い、非違行為の未然防止策等について検討した。

13 税務相談体制の充実について

本会及び公益財団法人日本税務研究センターの共催、全国税理士共栄会の支援により運営している「税務相談室」について、引き続きその周知に努めた。

当該相談室の平成26年度実績(平成26年4月~平成27年3月)は、総計9,933件(一日平均43件、相談者別内訳:税理士5,261件、一般4,672件、税目別内訳:法人税2,902件、所得税2,422件、資産税3,335件、消費税822件、その他452件)であった。

14 公益活動への対応について

地方公共団体の監査制度については、基礎研修履修者を対象に3日間の実務研修を実施したほか、基礎研修用テキスト「地方公共団体の監査制度 基礎編」の改訂版を発行した。

政治資金監査制度については、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施したほか、政治資金適正化委員会作成の「政治資金監査に関するQ & A」が改訂されたことに合わせ、「税理士のための政治資金監査ガイドブック」の改訂版を発行した。

平成23年7月28日に設置した日税連成年後見支援センターは、全国の税理士会における成年後見支援センター設置に向けた支援体制の整備を事業の一環としていたが、平成26年10月2日に近畿税理士会成年後見支援センターが設置されたことにより、全ての税理士会において成年後見支援センターが開設された。これに伴い、平成26年11月1日には全国一斉無料相談会を実施したほか、最高裁判所をはじめ各地の家庭裁判所へ表敬訪問を行い、税理士の成年後見制度への積極的な取り組みについて説明を行った。また、各税理士会成年後見支援センターの連携強化等を目的として、相談委員等を対象に税理士会成年後見支援センター協議会を実施した。

成年後見制度研修については、成年後見制度普及研修及び成年後見人等養成研修に関する研修教材を税理士会に提供するとともに、平成26年4月には成年後見指導者養成研修を実施した。また、税理士が成年後見人としての実務を行う際の参考に資するために平成22年1月に刷製した「税理士のための成年後見ガイドブック」の内容を見直し、改訂版を発行するとともに、相談業務において問い合わせの多い項目をQ & A形式でまとめた「税理士のための成年後見Q & A」を別冊として作成した。

このほか、法定後見及び任意後見業務を補償内容としている成年後見賠償責任保険の適切な運用に努めるとともに、更なる補償内容の検討を行ったほか、新たに助成金制度を設け、後見報酬がゼロ又は著しく低い成年後見人に対する支援体制を整えた。さらに、「日税連成年後見支援センターHP」により、会員や国民に向けて成年後見に関する情報を適宜発信するなど適切な運営に努めた。

15 対外広報の強化について

平成26年度の対外広報は、平成25年度からの路線を継承し、タレントを起用せず、税理士バッジ(会員章)を全面に押し出したデザインの「Only 1 ~ オンリーワン」をテーマに「税理士の使命と仕事」を訴求ポイントとして展開した。

展開するメディアとしては、日刊紙に集中特化し、平成26年7月24日に税制改正建議に係る意見広告(日経新聞15段)、同年8月8日に「人を動かす言葉」をテーマに池田会長インタビュー広告(朝日新聞10段)、同年10月17日に成年後見制度をテーマに池田会長と女優安藤和津氏対談広告(日経新聞15段)、オンリーワンをテーマに、同年11月11日、池田会長と雅楽師東儀秀樹氏との対談広告(読売新聞15段)、同年12月20日、プロスキーヤー三浦雄一郎氏との対談広告(朝日新聞15段)、平成27年2月23日、宇宙飛行士山崎直子氏との対談広告(日経新聞15段)をそれぞれ掲載した。

また、平成27年1月31日から2月23日にかけて、租税教育、企業経営サポート、適正な申告のお手伝い、税制改正建議をテーマに、日経新聞、読売新聞、朝日新聞へそれぞれ5段広告

を4回掲載した。

このほか、平成27年1月23日に池田会長の新春トップメッセージを、同年3月22日に若年層を対象に「土業を目指す」として税理士資格の魅力をテーマに日経新聞へそれぞれ広告を掲載した。

16 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援及び2015年大阪会議開催への準備について

平成26年10月に台湾・台北市で開催されたAOTCA第12回定時総会に正副会長会及び国際部の構成員等の関係役員が出席し、同総会において、池田会長がAOTCA会長に、中村専務理事が事務総長に選出された。併せて開催されたタックス・カンファレンスには、「BEP S問題における税務専門家と法務専門家」、「電子的役務提供取引におけるVAT課税に向けての動き」をテーマとするセッションにスピーカーを派遣し、BEP S問題や電子商取引における課税問題など国際税務を巡る課題について、OECDの検討状況やEUの対応を振り返るとともに、日本の現行制度と政府税制調査会等で提示されている改正案について講演した。また、平成27年開催の大阪会議に向けて、そのプログラム、会場確保、参加者などの準備を進め、台北会議では大阪会議の概要についてのプレゼンテーションを行うとともに、平成27年3月に開催されたヨーロッパ税務連合総会及びグローバルフォーラムにおいても大阪会議への参加を呼び掛けた。

国際交流事業については、韓国税務士会との定期交流、財務省及び税務大学校を通じたアジアをはじめとする諸外国の税務行政職員に対する研修会への出講など、諸外国における税務専門家制度の定着、発展に資するための国際協力活動を進めるとともに、日本の税理士制度の理解促進に努めた。

17 「第6回税理士実態調査」の調査結果について

「第6回税理士実態調査」は、税理士会員及び税理士法人会員の实態を把握し、今後の税理士制度の発展に資すること、税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、本会及び税理士会等における会務の円滑な運営に資することを目的として、平成26年1月1日(基準日)現在の税理士会員及び税理士法人会員を対象に、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの業務及び活動の状況について調査した。

その結果、調査対象数は70,007件、有効回答数は33,767件、回答率は43.8%（第5回：43.9%、第4回：45.3%）であった。

集計結果は、「第6回税理士実態調査報告書」にとりまとめ、役員及び税理士会に配布したほか、本会ホームページ（会員専用ページ）及び会報「税理士界」（5月15日号）に概要等を掲載して報告した。

（注）本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。